

焼津市農業委員会 4 月総会議事録

1 日時

令和3年4月16日(金)午後2時～午後3時30分

2 場所

焼津市役所本庁 603 号室

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山飛口 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農業用施設証明願について

第6号 農地の利用目的変更届出について

第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第8号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可について

第5号 非農地証明書の交付について

第6号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年 4 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。2 番有谷歳幸委員、18 番鈴木孝治委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 8 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 8 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 8 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 8 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 1 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号、番号 1 を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、中新田配水場より北へ約 700m に位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。</p> <p>中新田 1577 の竹藪になっている農地については、地区審査会で地主とヒアリングを実施し、竹などは細かく切って処分することを約束して畑に再生したうえで耕作することを確認しました。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 11 番	<p>申請地の場所は中根のパチンコ店付近です。こちらの土地は現在の所有者が相続しましたが、管理ができなくなったため、兄である譲受人が買い戻し管理することとなり、今回の申請に及びました。</p>

	<p>現在は梅の木、雑木が生えて竹藪となっており、とても耕作できる状態ではありませんので、地区審査のヒアリングでは、木を細かく切ったり、手入れをしていく方向で指導及びお願いをしました。また、耕作放棄地や不法投棄にならないように注意をしました。</p> <p>農機具もそろっており、管理もしっかりできると思います。現地調査並びに地区審査の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号1は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号2について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、大井川グランバーより南西へ約600mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、受贈人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>場所は前の画面にあります通り、150号線よりかなり西に入った場所です。</p> <p>地主は申請地を相続しましたが、そのまま耕作も管理もままならなかったため、兄弟である譲受人に譲りたいという案件であります。</p> <p>譲受人の耕作面積は8200㎡ほどとかなり大きい面積でやっております、ご夫婦ともご高齢で息子さん2人も勤めに出ており後継者になるか未定のため、今後の管理については懸念していましたが、譲受人と電話で話した際には、お預かりする以上は近隣の皆様に迷惑はかけないように対処していくということでした。</p> <p>一通り農機具もそろっており、怠りなくきちんと管理をしていってくれると思います。地区審査の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号2を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号2は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>本件は、越後島の農地196㎡について、自家用及び賃貸用駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、自宅及び来客等の駐車スペースが少なく困っておりました。また、近隣の方々より駐車場を借りたいとの申し出もあり、当該地の有効利用を図るため一部造成して利用しておりました。この度、当該地を自家用及び賃貸用駐車場敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、東名高速道路焼津インターチェンジ出入口より北西へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は雑種地、南側は畑、北側は道路であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 17番	<p>4月5日に地区の委員3人で現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明の通りであります。</p> <p>転用者は平成27年の12月に自宅の建て替え工事を行いました。その際自宅の進入路が狭いため、クレーン車並びに関係車両を停めるスペースがなく、自分の農地を埋め立てて、駐車場としました。</p> <p>現在まで申請地はそのままになっており、隣地に駐車場として貸していましたが、市から無断転用として指摘を受けたため、本申請に及んだものであります。</p> <p>今回は元の441㎡の農地を分筆し、196㎡を駐車場として転用する申請です。他の農地への影響は全くなく、街区の宅地化率も80%を超えております。始末書の提出もあり、農地への現状復旧も難しく、資金計画も問題はないため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p>

	<p>異議なしと認め、議案第2号、番号1は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号2について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>本件は、岡当日の農地57㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、居住する家の敷地には車を駐車するスペースが1台しかなく、親戚やお客様が来た時に車を駐車する場所がありません。道路幅も狭く、路上駐車すれば他の車が通ることもできず交通の妨げになることから当該土地を造成して利用しておりました。この度、当該地を駐車場敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、JA大井川農協東益津支店より南西へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側・西側及び北側は道路、南側は畑であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>4月6日に現地調査を行いました。事務局の説明の通りであります。</p> <p>現状は、写真の通り三角地であり、7年ほど前からアスファルト舗装がされておりました。調査の結果、農地への現状復旧は困難であり、周辺農地への影響は全くなく、始末書の提出もありますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号2を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号2は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号3について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号3を朗読後、説明】</p> <p>本件は、治長請所の農地84㎡について、住宅敷地拡張に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する宅地内に車庫を平成元年に建築しましたが、出入口の関係上、治長請所190番2の雑種地と併せて申請地を造成して利用しておりました。</p> <p>この度、当該地を住宅敷地拡張として転用したく本申請に及んだものであります。</p>

	<p>す。</p> <p>申請地は、中新田配水場より南西へ約 700m に位置している第 1 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び南側は雑種地、西側は宅地、北側は水路及び道路であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 1 種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 11 番	<p>転用目的は住宅敷地の拡張です。場所は、先ほどの地図にあります通り、中新田配水場の南側に流れている木屋川沿いになります。</p> <p>申請地を現地調査しましたが、一見住宅敷地と一体となっていました。以前は野菜畑として耕作していましたが、平成元年に申請人の父が車庫を建築し、申請地の一部を公道から車庫への進入路として使用していたそうです。</p> <p>当時は農地法の知識もなく、必要な手続きを怠ってしまったとして始末書の提出もあります。現地調査並びに地区審査の結果、やむを得ないとして許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 3 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 3 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、番号 4 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号、番号 4 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、道原の農地 66 m²について、貸駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、近隣住民より申請地を貸駐車場敷地として利用したいとの要望があり、この度、当該地を貸駐車場 3 台分として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、焼津市立総合病院より南東へ約 500m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び北側は宅地、西側及び南側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p>

	ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11 番	<p>転用目的は貸駐車場です。場所は、元 150 号線を道原の交差点で下小田方面に進んだところにある農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は宅道、南側は道路、北側は自宅です。現地調査並びに地区審査の結果、周りに与える影響はなく、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 4 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 4 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、番号 5 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号番号 5 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、宗高の農地 112 m²について、店舗・住宅敷地拡張(駐車場敷地)に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、当該地に隣接する宅地に店舗併用住宅を有し、喫茶店及び美容院を営んでいます。現在、店の北側に 7 台分の駐車場がありますが、来客が多い時には駐車場が足りなくて不便であることから、申請地を造成して利用しておりました。</p> <p>この度、当該地を駐車場 4 台分として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、焼津市役所大井川庁舎より東へ約 100m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び北側は宅地、西側は現況：雑種地、南側は雑種地であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 6 番	<p>場所は宗高の中央公園付近にある農地です。譲受人は喫茶店を営んでおり、店舗の駐車場が狭いため、本申請に及びました。</p> <p>現地調査の結果、周辺に農地はなく、農業上の影響は全くありません。また、すでに埋め立てられており現状への復旧は困難であり、始末書の提出もありますので、地区審査の結果、やむを得ないとして許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号5を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号5は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第4号、農地法第5条の規定による許可については、関連する議案もありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、議案第3号、番号1及び議案第4号、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号1及び議案第4号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中里の農地500㎡について、当初計画者が昭和48年7月25日付けで農地法第4条の許可をとり、倉庫敷地として計画していましたが、転用者が亡くなり、相続した申請者は長年、当該地を何らかの方法で処分したいと考えていたところ、この度、譲受人との間で売買契約の話をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、不動産業を営む法人であり、不動産の管理運営上必要となる資材置場として利用したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、JA大井川農協東益津支店から南東へ約700mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は現況：雑種地、西側は宅地、南側は畑、北側は水路及び道路であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>事務局の説明の通りであります。元は米の倉庫として計画していましたが、先代が亡くなり、現在の地主に相続したものの、計画実行がなかなかできず、そのままになっていたところ、不動産会社より、購入して資材置場として活用したいとの話があり、本申請に及びました。</p> <p>現地調査の結果、現状このままよりも、活用していただく方がいいと判断しました。周辺農地への影響も軽微であり、資金計画も問題ありませんので、地区審査では許可相当としました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号1を承認し、議案第4号、番号2を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p>

	<p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 1 を承認し、議案第 4 号、番号 2 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、番号 2 及び 議案第 4 号、番号 3 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 2 及び 議案第 4 号、番号 3 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中里の農地 500 m²について、当初計画者が昭和 48 年 7 月 25 日付けで農地法第 4 条の許可をとり、倉庫敷地として計画していましたが、転用者が亡くなり、相続した申請者は長年、当該地を何らかの方法で処分したいと考えていたところ、この度、譲受人との間で売買契約の話をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、現在、市外のアパートに仮住まいをしておりますが、将来のことを考えると、現在のアパートでは手狭で不便であるため、今般、当該申請地に自己住宅を新築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、JA 大井川農協東益津支店から南東へ約 700m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は田、西側は畑（現況：雑種地）、南側は畑、北側は水路及び道路であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12 番	<p>この案件も先ほど説明させていただいた案件と同様です。</p> <p>こちら資金計画は全く問題なく、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 2 を承認し、議案第 4 号、番号 3 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 2 を承認し、議案第 4 号、番号 3 を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、番号 3 及び 議案第 4 号、番号 7 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 3 及び 議案第 4 号、番号 7 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、相川の農地 333 m²について、当初計画者が昭和 61 年 11 月 26 日付けで農地法第 5 条の許可をとり、住宅敷地として計画していましたが、同居していた娘が二人とも家から出てしまい、自身も体調が優れず、新築や引越しもできなくなり、</p>

	<p>計画は断念せざるを得ない状況となりました。この度、譲受人との間で売買契約の話をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、現在、夫婦二人で申請地近くのアパートに30年近く仮住まいをしておりますが、申請地の近所の人とも顔見知りで仲が良いので将来のことを考えると最適地と言えることから、今般、当該申請地に持ち家を新築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、大井川グラウンドから南西へ約700mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は水路及び道路、西側及び南側は宅地、北側は雑種地であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適当であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>事務局から事細かに説明があった通りであります。</p> <p>当初の事業計画者は、家庭や体調等の事情があり、35年ほど転用事業を完了せず現状のままになっていました。承継者は申請地より200mほど離れた場所のアパートに住んでおりましたが、大病を患ったことを機に、持ち家を持ったほうが自分に何かあったときに家族も安心するだろうということで、今回の申請にお带びました。</p> <p>現地調査の結果、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号3を承認し、議案第4号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号3を承認し、議案第4号、番号7を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号1について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>本件は、保福島の農地1,452㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市上泉に本社を置く一般貨物自動車運送業及び自動車整備事業を営む法人です。藤枝市平島にも車両置場があり、本社との中間に増車分の車両置場を確保したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静岡県立焼津中央高校より南西へ約500mに位置している第3</p>

	<p>種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は水路、北側は水路及び道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは豊田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 甲賀	<p>豊田地区3人でアリングを行いました。申請人のMKラインは運送業を営んでおり、現在既に焼津市の上泉と藤枝市の平島に駐車場を保有しています。今回は、その中間地点の駐車場を求め、本申請に及びました。</p> <p>土地の所有者は相続によって申請地を相続しましたが、御前崎市に在住しているため管理が難しく、耕作放棄地となってしまうようにならないか検討していたところです。</p> <p>申請地の東側には大きな農業用水路がありますが、経年劣化しているため、今回の転用によって損傷する可能性が懸念されますが、宅地側にL字擁壁を設置するなど、水路への影響がないように協力するとのことでした。</p> <p>農業用水路の下流への影響がなければ、許可もやむを得ないだろうということで、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号1は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号4について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号4を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中新田の農地132㎡について、住宅敷地拡張に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地北側に隣接する自宅に居住しておりますが、敷地が狭く現在、自家用車を2台駐車可能ですが、来客時には路上駐車をするなど周囲に迷惑をかけてしまい、不便をきたしております。また、物干し場のスペースもないため、当該申請地を買受けて自宅敷地を拡張して利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、中新田配水場より南東へ約400mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は水路及び道路、北側は畑及び宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を</p>

	<p>超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 11 番	<p>事務局の説明の通りです。転用目的は住宅敷地の拡張で、自己用の駐車場を含めた物干し場を作る計画です。</p> <p>申請地の場所は中新田のなかよし大富保育園の南東の農地です。譲受人は申請地北側の隣接地に居住しており、住宅敷地が狭いため、来客が路上に駐車するしかなく、周辺への迷惑になり、不便をきたしておりましたので、申請地を買受したいとのことです。</p> <p>譲渡人の地主は、焼津市下小田に在住しており、中新田まで通い農地の管理をすることが難しいため耕作放棄地対策としていいと思います。</p> <p>ただ、道に接している申請地の奥に接道のない農地があり、今までは申請地を通して進入していましたが、今回の転用後も変わらず通してもらえるように、譲受人と話がついています。もし今後難しくなる場合は、反対側の畦を通して農地に侵入し、耕作するとのことです。</p> <p>現地調査並びに地区審査の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号4を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号4は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号5について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号5を朗読後、説明】</p> <p>本件は、三和の農地317㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、隣接地(三和1065)で貸席業(かしせきぎょう)を営む法人です。現状隣接する雑種地に10台分の駐車場として使用していますが、事業用の駐車場が不足しているため、申請地を譲受けて駐車場を確保したく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静岡福祉大学より南東へ約300mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側及び南側は雑種地、北側は水路及び道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 3 番	事務局の説明の通りです。 申請地の東側は宅地、西側と南側は駐車場、北側は水路です。現地調査の結果、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号 5 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 4 号、番号 5 は許可することに決定しました。 次に、議案第 4 号、番号 6 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 4 号、番号 6 を朗読後、説明】 本件は、宗高の農地 22 m ² について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。 申請人は、宗高 822-6 に店舗併用住宅を有し、喫茶店及び美容院を経営しています。現在、店の北側に 7 台分の駐車場がありますが、来客が多い時には駐車場が不足しており、今まで自分の車は、母所有の宅地に駐車していましたが、この度、母所有の当該地を借地して駐車場にしたいと今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、焼津市役所大井川庁舎より東へ約 100m に位置している、第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側は公園、西側は雑種地、南側は水路及び公園、北側は宅地であります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 6 番	事務局の説明の通りであります。 場所は先ほどの議案第 2 号番号 5 の申請地同様、宗高の中央公園付近です。 22 m ² ほどの小さな農地ですが、様々ないさつから農地として取り残された土地であります。 母から息子への使用貸借で、目的は駐車場敷地です。現地確認をしましたが、周りに農地は存在しないため、農業上の問題はありません。また、以前は無断転用になっていましたが、農地への復旧が確認されたため、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号

	<p>6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号6は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号8について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号8を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上新田の農地76㎡について、物干し場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地の北側に住んでおりますが、敷地内に物干し場がなく、以前から当該地を物干し場として借りて利用していました。しかし、農地法の規定による許可申請が必要であることを知らずに手続き未了であることから、この度、申請地を物干し場敷地として使用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静岡県立清流館高校より南へ約300mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側、西側及び北側は宅地、南側は水路であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたとせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>事務局の説明の通りであります。場所は清流館高校の付近です。相川地区の3人で現地確認をしたところ、写真の通り、登記上の畑とは程遠い現状で、農地としての利用はされていません。</p> <p>申請地周辺の農地は全て譲受人の所有地であり、申請地だけが譲渡人の所有地となっていました。譲受人が長年口約束で借りていましたが、この度改めて所有権移転をして権利関係を綺麗にするために本申請に及びました。</p> <p>現地確認の結果、周辺にも農地はなく、農業上の影響もないことから、物干し場として利用することは問題なく、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号8は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号、非農地証明書の交付について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第5号を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、三和公会堂から南西へ200mに位置している調整区域内の農地であり</p>

	<p>ます。</p> <p>現地を確認したところ、現況は農地ではなく、車庫敷地として一体利用されていることが確認できました。</p> <p>また、(昭和 51 年の線引き前)航空写真により当時の利用状況を確認したところ、申請地は農業用倉庫敷地として一体的に利用されていたことが確認できました。</p> <p>今回の案件につきましては、農業用倉庫敷地として線引き前より利用され、現在は車庫敷地として 10 年以上が経過しており、農地への復元が容易でないと判断できることから、証明書の交付は止むを得ないものと事務局は考えます。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 3 番	<p>昭和 42 年に、農地法の知識のなかった申請者の父が、大家の付属建物として農業用倉庫を建て、平成 9 年より現在の車庫及び住宅敷地の一部、私用道路として利用してきました。すでに農地として利用することはできないため、非農地証明の申請に及びました。</p> <p>始末書の提出もありますので、地区審では証明の交付が可能と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 5 号、非農地証明書の交付について証明書を交付することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 5 号、非農地証明書の交付について証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る村田 忠夫委員、杉本 芳郎委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 6 号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定しました。それでは、村田委員、</p>

杉本委員の入室を認めます。

【着席】

以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年4月総会を閉会します。